

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

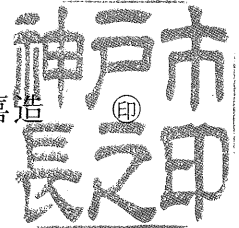
神戸市 成人健診に関する事務  
全項目評価書

(健康局)

神健健第786号  
令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 成人健診に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

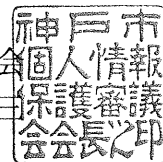
担当：健康局健康企画課



答 申 第 878 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 7 日付け神健健第 786 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 成人健診に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

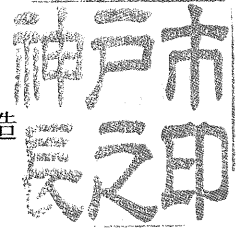
神戸市 予防接種に関する事務  
全項目評価書

(健康局)

神健保予第 1308 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：健康局保健所予防衛生課



答申第879号  
令和2年8月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年8月7日付け神健保予第1308号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 予防接種に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 母子保健に関する事務  
全項目評価書

(こども家庭局)

神こ家第 2398 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 母子保健に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

担当：こども家庭局家庭支援課





答 申 第 880 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 7 日付け神こ家第 2398 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 母子保健に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

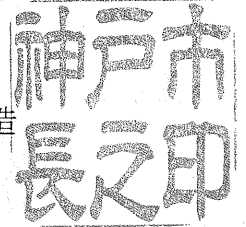
神戸市 住民基本台帳事務  
全項目評価書

(行財政局)

神行住第798号  
令和2年7月10日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「住民基本台帳事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

担当：行財政局 住民課



答申第881号  
令和2年8月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年7月10日付け神行住第798号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 住民基本台帳事務に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 身体障害者手帳の交付に関する事務  
全項目評価書

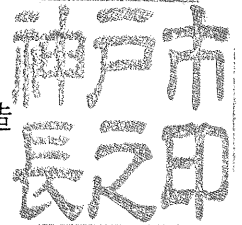
(福祉局)



神福障更第231号  
令和2年7月29日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 身体障害者手帳の交付に関する事務 全項目評価書」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

<特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して>

担当：福祉局障害者更生相談所



答 申 第 882 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 29 日付け神福障  
更第 231 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 身体障害者手帳の交付に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないの  
で、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ  
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス  
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務  
全項目評価書

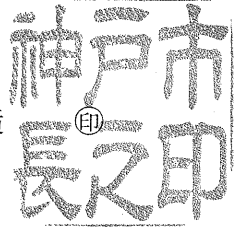
(行財政局)



神行税税第540号  
令和2年7月3日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

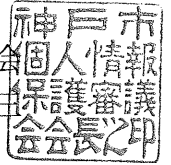
担当：行財政局税務部税務課  
システム担当 村上，曾田  
内線（903-2041, 3）



答 申 第 883 号  
令 和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 3 日付け神戸市税  
第 540 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 地方税の賦課徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないの  
で、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよ  
うに、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリス  
ク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

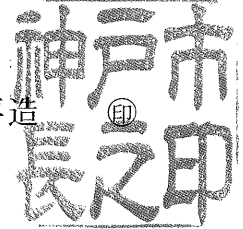
神戸市 国民健康保険に関する事務  
全項目評価書

(福祉局)

神福国第1423号  
令和2年7月27日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市 国民健康保険に関する事務 全項目評価書  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

担当：福祉局国保年金医療課



答 申 第 884 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 7 月 27 日付け神福国第 1423 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 児童扶養手当に関する事務  
全項目評価書

(こども家庭局)

神こ家第 2397 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市 児童扶養手当に関する事務 全項目評価書  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

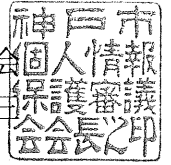
担当：こども家庭局家庭支援課



答申第885号  
令和2年8月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年8月7日付け神こ家第2397号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 児童扶養手当に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。



令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務  
全項目評価書

(福祉局)

神福国第 1386 号  
令和 2 年 8 月 3 日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務 全項目評価書

＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

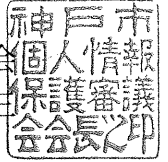
担当：福祉局国保年金医療課



答 申 第 886 号  
令和 2 年 8 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 3 日付け神福国第 1386 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 後期高齢者医療制度に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

令和2年8月7日

神戸市個人情報保護審議会  
第13回特定個人情報保護評価書点検部会

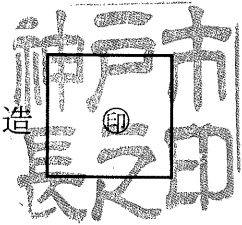
神戸市 介護保険に関する事務  
全項目評価書

(福祉局)

神戸市個人情報保護審議会  
令和2年6月29日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「介護保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

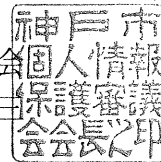
担当：福祉局介護保険課



答申第887号  
令和2年8月7日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、令和2年6月29日付け神福介第1505号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「神戸市 介護保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則  
第一号）第7条第4項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。